30 分

無料

発行日

2015年9月15日 第357号

食品など。

世代は

枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAXO72 (844) 2433

京阪電車枚方市駅東改札口を出て、右に徒歩1分

<相談受付> **5** 072 (844) 2431

月曜日~金曜日 9:30~16:30

(土・日・祝日・年末年始休み)



の業者が入れ替わり契約

アドバイス

- 1. 電話勧誘や訪問販売で契約をした場合は「法律で定められた事項が書かれ た書面(法定書類といいます)を受け取った日」(契約した日ではありませ ん)から8日以内であればクーリングオフできます。また、それ以前の契約 でも契約書類に不備がある場合は、「法定書面が交付されていない」として クーリングオフが主張できる場合があります。
- 2. クーリングオフができなくても次々販売の場合、業者のセールストークや 勧誘方法に問題がある事が多く、これにより契約の無効や取り消しができる 場合があります。また、日常生活で必要とする量をはるかに超えて契約させ られた場合、契約締結から1年以内であれば「過量販売解除権」が適用でき る場合もあります。
- 3.長い期間にわたって複数の契約をしているので、それぞれの契約時にどの ような勧誘を受けたのか、できる限りの関係書類をそろえて、一度消費生活 センターへ相談してください。

 \bigcirc

商 品品

やサ

Ì

ビスを購

組

織に 購

加 入

\ \ \

く誘えず返済のあてもないので、

解約し

勢いで契約してしまったが、

友

人 をう



れば

報酬

が得られる仕

組みの

商

法を連

鎖

上で他・

人に商

品などを紹介し、

困った時はご相談を!

費者金融で借りてもすぐ返せる」と言われ

て契約した。

ルバイトをするより

É 儲

かる。

損

は L

な

センターにご相談ください

合がありますので、

人で悩まず、

消費

生活

を勧誘すると報酬を得ることができる。

入することで資産運用でき、さらに他の

友人に、「約70万円のパソコンソフトを購

 \bigcirc

【あなたのまわりのこんな事例

い。」と誘われ、

お金がない」と断ると、「

消

枚方市立 消費生活センタ-

相談専用電話 (<mark>枚方在住・在職・在学</mark>) 072-844-2431 祝日除く平日 9時30分~16時30分



ひらかた観光大使「くらわんこ」 ©枚方文化観光協会

間を過ぎていても、 借金は多重債務につながり危険です。 で借金をするケースも見られますが、 ング・オフ期間があります。クーリング・オフ期 連鎖販売取引の契約には、20日間のク 商品などの購入費用が高 解約や取 額 消しができる場 消 費者 安易 金

融

 \bigcirc

断ることが大切です。

にくいものですが、必要のない契約はきっぱ

されることが多く、

親しい友人や、

最近ではSNSを通じて

勧 断

知り合いからの誘いは

V)

るものの、禁止はされていません。

催し予告

マイバッグキャンペーン 「レジ袋を断りマイバッグ持参」の啓発活動を実施。 アンケート協力者にオリジナルグッズを進呈!

(※予定数に達し次第配布終了)

- ①10月5日(月) 10時30分~12時30分
 - ・フレンドマート枚方養父店
 - ・ライフコーポレーション御殿山店
- ②10月18日(日) 10時30分~14時30分
 - ・くずはモール SANZEN-HIROBA 内 (南館ヒカリノモール 1階)



くずはモールでは、 「クリーン戦隊 エコレンジャー」 ショーも開催!(12時10分~、 14時00分~ 2回講演)

「老前整理〜心も軽く、暮らしも軽く〜」

み講」(金銭配当のみを目的とした組織)とは

法律によりさまざまな規制

がされて

売取引(いわゆるマルチ商法)といいます。「

者前整理コンサルタント 坂岡 洋子 さん

人生の節目を迎えたときに頭と物を整理する「老 前整理®」についてお話いただきます。

参加無料

平成 27 年

10月29日(木)

14:00~15:30

場所:メセナひらかた会館 受付:10月1日(木)より



※詳細は広報ひらかた 10 月号やただいま配布中の チラシ等でご確認ください。